



平成30年1月5日

各位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表者名 代表取締役社長 長井 啓
(コード番号：6324)
問合せ先 執行役員 上條和俊
TEL 03-5471-7810

新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し(以下、併せて「グローバル・オファリング」という。)並びに当社のその他の関係会社であるナブテスコ株式会社を割当先とする第三者割当(以下「並行第三者割当」という。)による第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. グローバル・オファリング及び並行第三者割当による本新株予約権の発行

1. 本資金調達及び株式売出しの背景と目的

当社グループは、精密制御分野における「トータル・モーション・コントロール」という価値の提供を事業領域とし、小型・軽量かつ高精度な位置決めを可能とする精密減速機をはじめ、これにモーター・センサーなどを組み合わせたアクチュエーター、さらにはその性能を引き出すコントローラーなどを組み合わせ、産業用ロボットや半導体製造装置などを高度にコントロールする上で必要不可欠な基幹部品を提供しております。その中でも、主力製品である波動歯車装置「ハーモニックドライブ®」は、中小型ロボットや半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置向けなどの小型・軽量かつ精密制御を求められる減速装置市場において、長年にわたり高いシェアと世界トップの供給力を築いております。

近年、製造業における賃金上昇、人手不足、品質向上のニーズなどを背景に、工場内の自動化・省力化推進のためにロボット導入の動きが加速しており、さらに人の隣で安全に作業を行う協働ロボット(Co-bots)が本格的に採用され始めるなど、産業用ロボットに対する需要は急速な高まりを見せています。

また、人工知能(AI)の進化や膨大なデータ処理のためサーバーが増設されていることなどを背景に半導体製造装置の需要が大きく増加しているとともに、スマートフォン、タブレットをはじめとするデジタルデバイスの普及と技術革新に伴い、液晶や有機ELパネルの製造装置も需要が大幅に増加しております。

当社グループでは、こうした市場の拡大による成長機会を着実に捉え、更なる競争力の強化と企業価値向上を図るため、きめ細かな販売及びサービス体制の構築を進めると同時に、日本、米国、ドイツに展開する各生産拠点の生産能力の引き上げを進めております。日本では、長野県安曇野市に立地する穂高工場の生産能力増強を推進中であるとともに、米国ではナブテスコ株式会社と合併で運営する子会社の生産効率及び生産能力の引き上げに取り組んでおります。また、欧州においては、昨年3月に株式会社産業革新機構と共同で持分法適用会社であったハーモニック・ドライブ・アーゲーを子会社化し、将来にわたり高い成長が期待される欧州市場の事業基盤をより強固なものとするべく、品質向上、生産能力の引き上げなどの取り組みを進めております(詳細につきましては平成28年12月16日付「ハーモニック・ドライブ・アーゲー株式の追加取得による買収(子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。)

今回の新株式発行及び自己株式の処分並びに本新株予約権の発行による資金調達は、足下の急速な受注高の増加と中長期に渡る需要増加を見据えたグローバル生産能力の拡大と財務体質の強化を企図したものであります。調達予

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

定の資金は、波動歯車装置「ハーモニックドライブ®」の生産能力を大幅に引き上げるため、昨年12月、長野県安曇野市に取得した新工場物件における工場建設や工作機械等の設備投資のほか、米国における新工場物件の取得資金に充当する予定です。また、当社グループ製品の主要部品であるクロスローラーベアリングの生産能力を増強すべく、長野県松本市に建設中の新工場棟に係る建設資金へ充当するとともに、メカトロニクス製品の増産を見据えた長野県駒ヶ根市の新工場物件の取得及び新工場棟の建設資金への充当や、研究開発資金に充当する予定です。

加えて、ドイツ子会社ハーモニック・ドライブ・アーゲーの買収にあたり調達した短期借入金の返済資金へも充当予定であり、前述の設備投資と併せ、その資金を本資金調達で賄うことによって財務基盤を強化し、今後の投資に向けた機動性を高めることは、中長期的な企業価値向上に資すると考えております。

なお、今般の新株式発行及び自己株式の処分と同時に一部株主からの売出しを実施致します。当社株式の流動性の向上と株主層の拡大を図ることも併せ、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

2. 新株式発行及び自己株式の処分並びに並行第三者割当による本新株予約権発行の意義・目的

今般の資金調達にあたり、当社は、下記「4. 本調達資金の使途等」に掲げる生産能力の増強計画、今後予想される資金需要の時期、資本効率や負債調達とのバランスを勘案し、新株式発行及び自己株式の処分に加え、一部を本新株予約権により調達することといたしました。新株式発行及び自己株式の処分と本新株予約権を組み合わせることにより、平成30年度を中心とした当面の資金需要には新株式発行及び自己株式の処分により対処するとともに、平成31年度以降を中心とした将来の資金需要には、即時的な希薄化を抑えながら本新株予約権の行使により段階的な資金調達と資本拡充を図ることが可能となり、当社の資金需要と株主価値の双方に配慮した合理的な資金調達と考えております。

本新株予約権は下記(※1)に掲げる特徴を有しており、第三者割当の方法により、当社のその他の関係会社であるナブテスコ株式会社(平成29年9月30日現在の当社株式19.33%(発行済株式総数対比)保有の当社第二位株主)に割り当てることを予定しております。

当社とナブテスコ株式会社は米国において合弁会社(ハーモニック・ドライブ・エルエルシー)を有し、北米における波動歯車装置事業の拡大を行っております。今般の当社資金調達にあたり、ナブテスコ株式会社は、当社との資本関係及びモーション・コントロール分野における協業関係を引き続き継続する意向を有しており、事業環境が急速に変化する中、当社とナブテスコ株式会社の協業は、当社経営基盤の安定及び企業価値向上に資すると考え、ナブテスコ株式会社との本新株予約権の割当に関する契約を締結することといたしました。ナブテスコ株式会社の持株比率は、新株式発行及び自己株式の処分後に18.95%、その後本新株予約権が全部行使された場合に20.00%となることが想定されますが、いずれの場合においても、その他の関係会社としての地位を維持することとなります。

(※1)本新株予約権の特徴

(i)希薄化

本新株予約権の目的である当社株式の総数は1,261,900株に固定されており、本新株予約権の全てが行使された場合の当社の総議決権数915,900個(平成29年9月30日現在)に対する割合は1.37%に限定されております。

(ii)グローバル・オファリングの募集価格と同額の当初行使価額の設定

本新株予約権は、グローバル・オファリングと同時に行われる並行第三者割当により発行されるため、本新株予約権の発行条件は、グローバル・オファリング及び並行第三者割当の公表による当社株価への影響を反映した株価に基づきグローバル・オファリングの募集価格を決定する平成30年1月22日(月)から平成30年1月24日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」又は「行使価額等決定日」という。)において決定します。また、行使価額等決定日に決定されるグローバル・オファリングにおける募集価格は、当社が新規に株主資本を調達する際の行使価額等決定日時点における公正な水準と考えられることから、本新株予約権の当初行使価額は、当社の今後の資金需要も勘案のうえ、グローバル・オファリングにおける募集価格と同額に設定されます。

(iii)行使期間最終日における行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は平成35年2月27日までの約5年間、上記(ii)記載の当初行使価額に固定されますが、行使期間最終日である平成35年2月28日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正されます。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

行使価額が修正される場合、ナブテスコ株式会社による当社株式の取得価額がグローバル・オファリングにおける募集価格を下回り、資金調達額が減少する可能性があります。本新株予約権に上記内容の行使価額修正条項を設けることは、当該状況においてもナブテスコ株式会社による本新株予約権を行使して当社株式を取得させる選択肢を与えることとなり、その結果、同社との資本関係及び協業関係が本新株予約権の行使期間最終日以降も継続する可能性が高まることになるため、当該時点での当社の中長期的な株主価値の維持及び向上に寄与すると考えております。

3. 本資金調達の概要

	グローバル・オファリング	本新株予約権
発行証券	当社普通株式	新株予約権
調達形式	募集及び売出し(注)1	第三者割当 割当先: ナブテスコ株式会社
募集株式数及び売出株式数 又は 新株予約権の総数及び当該発行による潜在株式数	公募等による新株式発行: 1,566,100 株 公募等による自己株式の処分: 3,100,000 株 引受人の買取引受けによる売出し: 1,400,000 株 オーバーアロットメントによる売出し: 333,900 株 (注)1	新株予約権の総数: 12,619 個 当該発行による潜在株式数: 1,261,900 株
発行価格等 又は 払込金額及び行使価額	未定(平成 30 年 1 月 22 日(月)から平成 30 年 1 月 24 日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定。)	払込金額: 未定(行使価額等決定日に決定するグローバル・オファリングにおける募集価格の 6.77%に相当する金額に 100 を乗じた額とする。) 当初行使価額: 未定(行使価額等決定日に決定するグローバル・オファリングにおける募集価格と同額とする。) 行使価額の修正: 行使期間最終日の行使価額は、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正される。
払込期日	平成 30 年 1 月 29 日(月)から平成 30 年 1 月 31 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。	平成 30 年 2 月 6 日(火)から平成 30 年 2 月 8 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、行使価額等決定日の翌日から起算して 15 日目の日(15 日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
払込金額の総額	上限 31,197,995,000 円(注)2	8,768,423,721 円(注)3

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社を割当先とする当社普通株式 333,900 株の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
2. 平成 29 年 12 月 22 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分の払込金額の総額 29,114,593,560 円(上限)並びに本第三者割当増資の払込金額の総額 2,083,401,440 円(上限)を合わせた払込金額総額の上限です。
3. 平成 29 年 12 月 22 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した本新株予約権の払込金額の総額 555,979,521 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 8,212,444,200 円を合わせた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
4. 本新株予約権の行使価額が修正される頻度は 6 ヶ月に 1 度未満であることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号に定める「MSCB等」には該当しません。
5. グローバル・オファリングの詳細については「Ⅱ. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し」を、また本新

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

株予約権の詳細については「Ⅲ. 第三者割当による第1回新株予約権の発行」をそれぞれご参照ください。

4. 本調達資金の用途等

(1) 調達する資金の用途及び支出予定時期

グローバル・オファリング及び並行第三者割当による本新株予約権における調達資金の用途及び支出予定時期はそれぞれ以下のとおりです。

① グローバル・オファリング

公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分並びに本第三者割当増資による手取概算額合計上限 31,083,995,000 円については、15,000,000,000 円を平成 30 年 3 月までに金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に、残額を平成 32 年 3 月までに生産能力増強に向けた設備投資資金に充当する予定であります。

当該短期借入金は、欧州市場の基盤をより強固にすることを目的に、平成 29 年 3 月に株式の追加取得により子会社化した、ドイツ国に拠点を置くハーモニック・ドライブ・アーゲー(注)の株式取得のために調達したものであります。

生産能力の増強に向けた設備投資の具体的な内容としては、精密減速機の生産能力増強に向けた穂高工場(第1工場)及び有明工場(第2工場)の設備投資並びに米国子会社における新工場物件の取得、クロスローラーベアリングの生産能力増強に向けた新工場(松本工場)棟建設並びにメカトロニクス製品の生産能力増強に向けた新工場(駒ヶ根工場)棟建設を予定しております。なお、米国子会社における新工場物件の取得に係る設備投資資金については、当社からの融資を通じて充当する予定です。

(注)ハーモニック・ドライブ・アーゲーは、1970年に設立され、ハーモニックドライブ®をはじめとする精密制御製品を生産及び開発しております。平成 29 年 3 月の株式の追加取得以前から、当社の持分法適用会社としており、マーケティング及びエンジニアリング力を活かした営業を展開し、欧州を中心とする市場において多数の顧客を有しております。

② 並行第三者割当

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額 8,705,423,721 円については、8,000,000,000 円を平成 32 年 3 月までに有明工場(第2工場)の建物及び新工場棟建設資金に、残額が生じた場合は平成 32 年 3 月までに研究開発資金に充当する予定であります。ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は行使期間の最終日に修正されるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金調達手段により充当する予定であります。

上記①及び②の具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

当社グループの設備投資計画は、平成30年1月5日現在(ただし、既支払額については平成29年12月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				予算金額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	穂高工場(第1工場)及び有明工場(第2工場)(長野県安曇野市)	精密減速機事業(日本)	建物及び新工場棟	9,000,000	—	増資資金、自己株式の処分資金、本新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び借入金	平成29年12月	平成32年3月	(注)2
			機械装置 工具器具備品	13,000,000	—	増資資金、自己株式の処分資金、自己資金及び借入金	平成30年3月	平成32年3月	生産能力90%増
提出会社	松本工場(長野県松本市)	同上	新工場棟及び立体駐車場	7,100,000	—	増資資金、自己株式の処分資金、自己資金及び借入金	平成29年12月	平成31年3月	(注)2
提出会社	駒ヶ根工場(長野県駒ヶ根市)	同上	土地	35,000	—	増資資金、自己株式の処分資金、自己資金及び借入金	平成30年1月	平成30年1月	(注)2
			新工場棟	285,000	—	増資資金、自己株式の処分資金、自己資金及び借入金	平成30年3月	平成30年12月	(注)2
エイチ・ディ・システムズ・インコーポレイテッド	米国 新工場(マサチューセッツ州)	同上	土地・工場棟	2,000,000	—	当社からの融資資金	平成30年3月	平成31年3月	(注)2

(注)1. 上記金額には消費税は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

3. 在外子会社のエイチ・ディ・システムズ・インコーポレイテッドの投資予定金額は、1ドル=110円にて計算しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達による今期の業績予想への影響はありません。今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

5. 募集後の大株主及び持株比率

	募集前 平成 29 年 9 月 30 日	募集後 (注) 2、3	募集後(注) 4
株式会社KODENホールディングス	36.40%	34.65%	34.20%
ナブテスコ株式会社	19.33%	18.95%	20.00%
トヨタ自動車株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4.62%	4.53%	4.47%
伊藤 典光	2.99%	2.94%	2.90%
太田 美保	2.99%	2.73%	2.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.95%	2.90%	2.86%
伊藤 光昌	2.39%	2.13%	2.11%
ビービーエイチ マシユーズ ジャパン ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 決済事業部)	1.47%	1.44%	1.42%
ジエーピーモルガンチエース オツペンハイマー ジャステック レンディング アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 決済事業部)	1.24%	1.22%	1.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.03%	1.01%	0.99%

- (注) 1. 平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(94,749,300 株)に公募等による新株式発行による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の発行済株式総数(96,649,300 株)に対する比率であります。
3. 引受人の買取引受けによる売出しの売出人である株式会社KODENホールディングス及び伊藤光昌並びに太田美保については、当該売出しに伴う持株の減少を考慮した比率としております。
4. (注) 2 及び 3 に加えて、割当先であるナブテスコ株式会社が本新株予約権を全部行使した場合の発行済株式総数(97,911,200 株)に対する比率であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

【ご参考】

1. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績に応じた配当を行うこととし、連結配当性向 30%を目処とすることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、将来の事業展開のため、主に新製品の研究開発、生産設備の充実、情報管理システム整備等に充当し、また機動的な資本政策の遂行に備える予定です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	52.77円	54.60円	215.42円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	29.00円 (22.00円)	18.00円 (9.00円)	20.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	27.2%	33.0%	9.3%
自己資本連結当期純利益率	14.7%	13.6%	42.8%
連結純資産配当率	4.0%	4.5%	4.0%

(注)1. 当社は平成26年10月1日付で普通株式を1株につき3株の割合を以て分割いたしました。1株当たり連結当期純利益につきましては、当該分割が平成27年3月期の期首に行われたものとして計算しています。なお、平成27年3月期の1株当たり年間配当金は、中間配当を株式分割前の配当額である22.00円、期末配当を株式分割後の配当額である7.00円(株式分割前では21.00円)とし、年間配当額は単純合計額である29.00円として記載しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成26年10月1日付の株式分割調整後の数値を記載しております。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。平成26年10月1日付の株式分割調整後の数値を記載しております。

2. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	25,951百万円	28,278百万円	30,069百万円
連結営業利益	7,066百万円	7,618百万円	7,813百万円
連結経常利益	7,525百万円	7,829百万円	7,958百万円
連結当期純利益	4,833百万円	5,001百万円	19,732百万円
1株当たり連結当期純利益	52.77円	54.60円	215.42円
1株当たり配当金	29.00円	18.00円	20.00円
1株当たり連結純資産	395.68円	405.28円	600.46円

(注)1. 当社は平成26年10月1日付で普通株式を1株につき3株の割合を以て分割いたしました。1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産につきましては、当該分割が平成27年3月期の期首に行われたものとして計算しています。なお、平成27年3月期の1株当たり年間配当金は、中間配当を株式分割前の配当額である22.00円、期末配当を株式分割後の配当額である7.00円(株式分割前では21.00円)とし、年間配当額は単純合計額である29.00円として記載しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年9月30日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	94,749,300 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における 潜 在 株 式 数 の 総 数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における 潜 在 株 式 数 の 総 数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における 潜 在 株 式 数 の 総 数	—	—

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	3,065 円	2,664 円	2,960 円	3,620 円
高 値	5,050 円 ※2,814 円	2,980 円	3,645 円	7,940 円
安 値	2,833 円 ※1,300 円	1,400 円	2,463 円	3,285 円
終 値	※2,650 円	2,879 円	3,505 円	7,220 円
株価収益率	50.2 倍	52.7 倍	16.3 倍	—

(注)1. 平成30年3月期の株価については、平成30年1月4日(木)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成30年3月期については未確定のため記載しておりません。

3. ※は、株式分割による権利落後の株価です。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 8月	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月
始 値	4,785	4,945	5,900	5,980	7,300 円	6,700 円
高 値	5,190	6,040	5,950	7,940	7,340 円	7,230 円
安 値	4,415	4,505	5,480	5,880	6,450 円	6,670 円
終 値	4,830	5,810	5,880	7,110	6,590 円	7,220 円

(注) 平成30年1月の株価については、平成30年1月4日(木)現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年1月4日
始 値	6,700 円
高 値	7,230 円
安 値	6,670 円
終 値	7,220 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

II. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し

1. 公募等による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数	<p>下記①及び②の合計による当社普通株式 1,566,100 株</p> <p>① 下記(4)に記載の海外募集における国際引受会社(以下に定義する。)による買取引受け及び米国プレースメント(以下に定義する。)の対象株式として当社普通株式 1,065,300 株</p> <p>② 下記(4)に記載の海外募集における国際引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 500,800 株</p>
(2) 払込金額の決定方法	<p>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 1 月 22 日(月)から平成 30 年 1 月 24 日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定する。</p> <p>なお、会社法上の払込金額は、新株式発行に係る国際募集(以下に定義する。)及び米国プレースメントのいずれについても、下記(4)に記載の発行価格(募集価格)から下記(5)に記載の引受人の 1 株当たりの対価相当額を控除した金額とする。当社が払込みを受ける金銭の額は、国際募集については会社法上の払込金額と同額とし、米国プレースメントについては下記(4)に記載の発行価格(募集価格)と同額とする。</p>
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	<p>増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4) 募集方法	<p>海外における募集とし、欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国については 1933 年米国証券法セクション 4(a)(2)に基づくプレースメントによる募集(下記「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の米国における 1933 年米国証券法セクション 4(a)(2)に基づくプレースメントによる自己株式の処分に係る募集と併せて以下「米国プレースメント」と総称する。)に限る。)における募集(下記「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の、海外における自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「海外募集」と総称し、米国プレースメント以外の海外募集を「国際募集」と総称する。)とする。国際募集においては、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を海外共同主幹事会社とする引受人(以下「国際引受会社」と総称する。)に国際募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせ、米国プレースメントにおいては、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited をプレースメント・エージェントとする。また、国際引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> <p>なお、上記(1)①及び②並びに下記「2. 公募等による自己株式の処分」(1)①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集(以下に定義する。)826,100 株及び海外募集 3,840,000 株(上記(1)①に記載の海外募集における国際引受会社による買取引受け及び米国プレースメントの対象株式 1,065,300 株及び下記「2. 公募等による自己株式の処分」(1)②に記載の海外募集の対象株式 2,273,900 株並びに上記(1)②に記載の海外募集における国際引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 500,800 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>また、上記(1)①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上</p>

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

	で、発行価格等決定日に決定する。 国内一般募集及び海外募集並びに下記「3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」による売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは UBS 証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社とする。
(5) 引受人の対価	新株式発行に係る国際募集については、引受手数料は支払わず、これに代わるものとして新株式発行に係る国際募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 米国プレースメントについては、引受けは行われず、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited に対しプレースメント・エージェントに係る手数料が支払われる。
(6) 払込期日	平成30年1月29日(月)から平成30年1月31日(水)までの間のいずれかの日。 ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
(7) 申込株数単位	100株
(8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募等による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。	

2. 公募等による自己株式の処分

(1) 募集株式の種類及び数	下記①及び②の合計による当社普通株式 3,100,000 株 ① 下記(3)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 826,100 株 ② 下記(3)②に記載の海外募集の対象株式として当社普通株式 2,273,900 株
(2) 払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、公募等による新株式発行の払込金額と合わせて、発行価格等決定日に決定する。 なお、会社法上の払込金額は、国内一般募集並びに自己株式の処分に係る国際募集及び米国プレースメントのいずれについても、下記(3)記載の処分価格(募集価格)から下記(4)記載の引受人の1株当たりの対価相当額を控除した金額とする。 当社が払込みを受ける金銭の額は、国内一般募集及び国際募集については会社法上の払込金額と同額とし、米国プレースメントについては下記(3)記載の処分価格(募集価格)と同額とする。
(3) 募集方法	国内及び海外における同時募集とする。 ① 国内一般募集 国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)とし、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び UBS 証券株式会社を国内共同主幹事会社とする引受人(以下「国内引受会社」という。)に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。 ② 海外募集 海外における自己株式の処分に係る募集は欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国については米国プレースメントによる処分に限る。)における募集とし、国際引受会社に米国プレースメント以外の海外における自己株式の処分に係る募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。 なお、上記①及び②に記載の各募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。ただし、公募等による自己株式の処分における処分価格

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

	(募集価格)は、公募等による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。
(4) 引受人の対価	国内一般募集及び国際募集については、引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募等による自己株式の処分における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 米国プレースメントについては、引受けは行われず、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited に対しプレースメント・エージェントに係る手数料が支払われる。
(5) 申込期間 (国内一般募集)	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
(6) 払込期日	平成30年1月29日(月)から平成30年1月31日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募等による新株式発行における払込期日と同一とする。
(7) 受渡期日	上記払込期日の翌営業日とする。
(8) 申込証拠金	1株につき発行価格と同一の金額とする。
(9) 申込株数単位	100株
(10) 払込金額、処分価格(募集価格)その他公募等による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定について	は、代表取締役社長に一任する。
(11) 国内一般募集については、	金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 1,400,000株
(2) 売出人及び売出し株式数	株式会社KODENホールディングス 1,000,000株 伊藤光昌 200,000株 太田美保 200,000株
(3) 売出価格	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募等による新株式発行における発行価格(募集価格)及び公募等による自己株式の処分における処分価格(募集価格)と同一とする。
(4) 売出方法	引受人の買取引受けによる売出しとし、国内引受会社に全株式を買取引受けさせる。引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受人より売出人に支払われる金額である引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は公募等による新株式発行における払込金額及び公募等による自己株式の処分における払込金額と同一とする。
(5) 申込期間	国内一般募集における申込期間と同一とする。
(6) 受渡期日	国内一般募集における受渡期日と同一とする。
(7) 申込証拠金	1株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申込株数単位	100株
(9) 売出価格その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、	代表取締役社長に一任する。
(10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、	金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 333,900 株 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(2) 売 出 人	SMBC日興証券株式会社
(3) 売 出 価 格	未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募等による新株式発行における発行価格(募集価格)及び公募等による自己株式の処分における処分価格(募集価格)並びに引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
(4) 売 出 方 法	国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)から 333,900 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
(5) 申 込 期 間	国内一般募集における申込期間と同一とする。
(6) 受 渡 期 日	国内一般募集における受渡期日と同一とする。
(7) 申 込 証 拠 金	1 株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申 込 株 数 単 位	100 株
(9) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。	
(10) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

5. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

(1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 333,900 株
(2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分における会社法上の払込金額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割 当 先	SMBC日興証券株式会社
(5) 申 込 期 間 (申 込 期 日)	平成 30 年 2 月 27 日(火)
(6) 払 込 期 日	平成 30 年 2 月 28 日(水)
(7) 申 込 株 数 単 位	100 株
(8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。	
(9) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。	
(10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、333,900株を上限として、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年1月5日(金)開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年2月23日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付け借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引については、SMBC日興証券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成30年1月22日(月)の場合、「平成30年1月25日(木)から平成30年2月23日(金)までの間」
 - ② 発行価格等決定日が平成30年1月23日(火)の場合、「平成30年1月26日(金)から平成30年2月23日(金)までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が平成30年1月24日(水)の場合、「平成30年1月27日(土)から平成30年2月23日(金)までの間」
- となります。

2. 今回の公募等による新株式発行及び第三者割当による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	94,749,300株	(平成29年9月30日現在)
公募等による新株式発行に伴う増加株式数	1,566,100株	(注)1.
公募等による新株式発行後の発行済株式総数	96,315,400株	(注)1.
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	333,900株	(注)2.

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数 96,649,300 株 (注)2.

(注)1. 上記「Ⅱ. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 1. 公募等による新株式発行」(1)②に記載の権利全部を国際引受会社が行行使した場合の数字です。

2. 上記「Ⅱ. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 5. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」に記載の募集株式数の全株に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	3,152,193 株	(平成 29 年 9 月 30 日現在)
処分株式数	3,100,000 株	
処分後の自己株式数	52,193 株	

4. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、グローバル・オフリングと並行してナブテスコ株式会社を割当先とする並行第三者割当による第 1 回新株予約権(本新株予約権)の発行が行われます。並行第三者割当による本新株予約権の発行にあたり、当社は、日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第 2 条第 3 項に基づく国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当による本新株予約権の発行が、公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分並びに引受人の買取引受けによる売出しにおける親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第 2 条第 2 項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものではありません。なお、公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分並びに引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合は、並行第三者割当による本新株予約権の発行も中止いたします。

(2)潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3)ロックアップについて

①グローバル・オフリングに関連して、売出人である株式会社KODENホールディングス、伊藤光昌及び太田美保は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその期間を短縮する権限を有しております。

②グローバル・オフリングに関連して、本新株予約権の割当先で当社株主であるナブテスコ株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨、並びに本新株予約権の譲渡又は売却等を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその期間を短縮する権限を有しております。

③グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、並行第三者割

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

当による本新株予約権の発行、本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその期間を短縮する権限を有しております。

- (4) 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

Ⅲ. 第三者割当による第1回新株予約権の発行

1. 本新株予約権の募集の概要

(1)	割 当 日	平成30年2月6日(火)から平成30年2月8日(木)までの間のいずれかの日とする。ただし、行使価額等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。
(2)	新株予約権の総数	12,619 個
(3)	発 行 価 額	未定(行使価額等決定日に決定するグローバル・オファリングにおける募集価格の6.77%に相当する金額に100を乗じた額とする。)
(4)	当該発行による潜在株式数	1,261,900 株
(5)	資金調達の額	8,705,423,721 円(差引手取概算額) (注)
(6)	当初行使価額	未定(行使価額等決定日に決定するグローバル・オファリングにおける募集価格と同額とする。)
(7)	行使価額の修正	行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正される。
(8)	募集又は割当方法(割当先)	ナブテスコ株式会社を割当先とする第三者割当の方法による。
(9)	そ の 他	当社は、割当先であるナブテスコ株式会社との間で、本新株予約権の割当に関する契約(以下「本新株予約権割当契約」という。)を締結する予定であり、本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定である。 ①本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨 ②本新株予約権発行後、本新株予約権の行使期間の初日以降はいつでも、ナブテスコ株式会社は当社に対して書面によって通知することにより、その保有する本新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から15営業日以内に、本新株予約権1個につき発行価額と同額の金銭を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を買い取る旨 なお、公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分並びに引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合は、並行第三者割当による本新株予約権の発行も中止する。

(注) 詳細につきましては下記「2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

・本新株予約権に係る調達資金	8,768,423,721 円
本新株予約権の払込金額の総額	555,979,521 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	8,212,444,200 円 (注)2
・発行諸費用の概算額	63,000,000 円
・差引手取概算額	8,705,423,721 円

(注)1. 平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の見込額であります。そのため、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

場合及び行使期間最終日に行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記「I. グローバル・オファリング及び並行第三者割当による本新株予約権の発行 4. 本調達資金の用途等 (1) 調達する資金の用途及び支出予定時期」をご参照ください。

3. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当先による新株予約権の行使による調達資金を、生産能力増強のための設備投資資金に充当することにより、更なる競争力の強化を図り、企業価値の向上及び株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の用途には合理性があるものと判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」という。)は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権割当契約に定められる諸条件、並びに赤坂国際会計が評価基準日(平成30年1月4日)現在の当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値評価を行っており、価値評価にあたっては当社及び割当先であるナプテスコ株式会社の権利行使行動に関する一定の前提(当社との資本関係及び協業関係の方針に基づき権利行使時期を決定し、割当先による権利行使は権利行使期間に渡り一様に分散的に発生すること、当社と割当先は資本関係及び協業関係を継続する意向であり割当先が当社に対して本新株予約権の買取りを請求する蓋然性が低いこと等。)を想定しております。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジ(本新株予約権の1個につき、発行価格等決定日において決定する国内一般募集の発行価格の6.63%から6.93%に相当する金額にそれぞれ本新株予約権1個当たりの割当株式数(100株)を乗じた額)の範囲内で、割当予定先との間での協議を経た結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額は、行使価額等決定日において決定するグローバル・オファリングにおける募集価格の6.77%に相当する金額に本新株予約権1個当たりの割当株式数(100株)を乗じた額としました。

当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、行使価額等決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果、払込金額が第三者評価機関によって算出された評価額のレンジの範囲内で決定されていることを勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えております。また、平成30年1月5日現在において当社監査役4名(うち社外監査役2名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である当社株式の総数は1,261,900株であり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数94,749,300株に対して1.33%(議決権総数915,900個に対しては1.37%)に限定されます。本新株予約権の発行は、生産能力増強のための設備投資資金の調達を目的とし、中長期の成長に必要な財務基盤の強化に繋がるものであること、また、本新株予約権の割当先であるナプテスコ株式会社は当社との資本関係及び協業関係を引き続き継続する意向で流通市場への影響も軽微と判断できることから、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

5. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

① 名 称	ナブテスコ株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 寺本克弘	
④ 事 業 内 容	精密機器事業、輸送用機器事業、航空・油圧機器事業、産業用機器事業	
⑤ 資 本 金 (平成29年9月30日現在)	100億円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成15年9月29日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	125,133,799株	
⑧ 決 算 期	12月末	
⑨ 従 業 員 数 (平成28年12月31日現在)	7,162名	
⑩ 主 要 取 引 先	国内外の法人等	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行	
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成29年6月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(13.37%) 東海旅客鉄道株式会社(4.13%) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人) 香港上海銀行東京支店(4.12%) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(3.93%) BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS(常任代理人) 香港上海 銀行東京支店(3.10%) ファナック株式会社(3.00%) 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ(2.61%) THE CHASE MANHATTAN BANK 385036(常任代理人) 株式会 社みずほ銀行(2.32%) THE BANK OF NEW YORK 133972(常任代理人) 株式会社みず ほ銀行(1.65%) 資産管理サービス信託銀行株式会社(1.51%)	
⑬ 当 事 者 間 の 関 係 (平成29年9月30日現在)	資本関係	当社株式の19.33%を保有
	人的関係	役員の兼任等無
	取引関係	米国子会社の設立及び運営に係る基本協定書
	関連当事者への該当状況	割当先は当社のその他の関係会社であることから関連当事者に該当

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	平成27年3月期	平成27年12月期	平成28年12月期	
連結純資産	158,664百万円	148,924百万円	158,521百万円	
連結総資産	245,992百万円	233,381百万円	258,946百万円	
1株当たり連結純資産	1,184.17円	1,150.41円	1,215.31円	
連結売上高	219,657百万円	187,000百万円	244,618百万円	
連結営業利益	23,615百万円	15,294百万円	23,471百万円	
連結経常利益	27,193百万円	16,418百万円	24,731百万円	
連結当期純利益	17,746百万円	11,059百万円	17,584百万円	
1株当たり連結当期純利益	140.24円	88.85円	142.37円	
1株当たり配当金	44.00円	44.00円	50.00円	

※ 割当先であるナブテスコ株式会社は株式会社東京証券取引所に上場しており、また、割当先のウェブサイト上で公表されている「ナブテスコグループ倫理規範」において、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で臨み、要求には一切応じない」旨定めています。当社は、割当先が株式会社東京証券取引所に提出した平成29年3月31日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、割当先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当先及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

割当先であるナブテスコ株式会社は、当社のその他の関係会社であり当社の第二位株主であります。当社とナブテスコ株式会社は、北米地域の波動歯車装置事業において、当社の米国子会社を共同経営するなどの協業関係にあり、当社にとって戦略的に重要なパートナーであると考えております。当社とナブテスコ株式会社とは、平成17年9月に米国子会社の設立及び運営に係る基本協定書を締結しており、引き続きナブテスコ株式会社との協業関係を維持することが、当社の企業価値及び株主価値の向上につながると判断し、割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先であるナブテスコ株式会社との間において、割当先が本新株予約権の取得後、本新株予約権を行使して取得した株式について、継続保有をする等の特段の取り決めはありませんが、当社との資本関係及び協業関係を引き続き継続する意向であると認識しております。

また、割当先であるナブテスコ株式会社は、行使価額等決定日に始まり本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨、並びに本新株予約権の譲渡又は売却等を行わない旨を合意しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先であるナブテスコ株式会社の払込みに要する財産の存在について、割当先が平成29年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第15期第3四半期報告書の平成29年9月30日現在の要約四半期連結財政状態計算書により、割当先が本新株予約権の払込金額の払込みに足りる現金及び現金同等物その他の流動資産(現金及び現金同等物:40,034百万円、流動資産計:155,691百万円)を保有していることを確認しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希釈率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

7. 発行要項
別紙に参照

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(別紙)

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とする。但し、当社が平成30年1月5日に決議した新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し(以下、併せて「グローバル・オファリング」という。)の募集価格を決定する平成30年1月22日から平成30年1月24日までの間のいずれかの日(以下「行使価額等決定日」という。)の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。

3. 割当日

平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とする。但し、行使価額等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。

4. 払込期日

平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とする。但し、行使価額等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とする。

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をナブテスコ株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,261,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

12,619個

8. 各本新株予約権の払込金額

行使価額等決定日に決定するグローバル・オフリングにおける募集価格の6.77%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位未満を切り捨てる。)に100を乗じた額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。)とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、未定とし、行使価額等決定日に決定するグローバル・オフリングにおける募集価格と同額とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、当社は、当該最終日の前日の17時までにその旨を本新株予約権者に通知するものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額の適用開始日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成30年2月9日から平成35年2月28日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、第19項記載の行使請求受付場所に対して提出する。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」が第19項記載の行使請求受付場所に対して提出され、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- (4) 本新株予約権の行使手続等に関する細目事項については、関係政省令、通達等に規定されるるところに従って、別途当社が指定するものとする。
- (5) 本新株予約権者が基準日（会社法第124条第1項に定める意味を有する。以下同じ。）の4営業日前の日以後に本新株予約権を行使した場合は、当社が交付する株式の増加の記録又は株主名簿の書換が当該基準日後に行われたことにより、本新株予約権者が当該基準日における株主としての権利を取得することができなかつたとしても、当社は、本新株予約権者の受けた損害について責めを負わないものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利子率等に基づき価値評価を行っており、割当先の権利行使行動に関する一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額は第8項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 経営企画・財務本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 川崎駅前支店

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当てによる第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。